

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年9月26日
【事業年度】	第78期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)
【会社名】	株式会社佐賀銀行
【英訳名】	THE BANK OF SAGA LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 松尾靖彦
【本店の所在の場所】	佐賀県佐賀市唐人二丁目7番20号
【電話番号】	(代表)佐賀0952(24局)5111番
【事務連絡者氏名】	総合企画部長 秋葉国彦
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座一丁目10番6号 株式会社佐賀銀行 東京事務所
【電話番号】	(代表)東京03(5250局)8704番
【事務連絡者氏名】	東京支店長兼東京事務所長 堤和幸
【縦覧に供する場所】	株式会社佐賀銀行 福岡支店 (福岡市中央区天神二丁目8番41号) 株式会社佐賀銀行 東京支店 (東京都中央区銀座一丁目10番6号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

(注) 東京支店は、金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供しております。

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第78期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)有価証券報告書の記載事項の一部に訂正を要する箇所がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第4 提出会社の状況

#### 6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_を付して表示しております。

### 第一部 【企業情報】

#### 第4 【提出会社の状況】

#### 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(8) 省略

#### (8) 取締役の定数及び選任決議の内容

当行の取締役は14名以内とする旨を定款で定めております。

当行は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨、また取締役の選任決議は累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

#### (9) その他

当行は、自己株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款で定めております。

(訂正後)

(1)～(8) 省略

#### (9) 取締役の定数及び選任決議の内容

当行の取締役は14名以内とする旨を定款で定めております。

当行は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨、また取締役の選任決議は累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

#### (10) 自己株式の取得

当行は、自己株式の取得について、「当銀行は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。」旨を定款で定めております。これは、機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものであります。

#### (11) 中間配当

当行は、中間配当について、「当銀行は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当をすることができる。」旨を定款で定めております。これは、必要な場合に株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(12) 株主総会の特別決議要件

当行は、「会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。」旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。